

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年（2025年）3月31日

平 塚 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]

平塚市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平塚市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 東部地区（神田地区、大野地区）

(1) 現況

本地域は、相模川水系に属し農用地の約7割が水田として利用されている。地区の中核的農家は、施設野菜、施設花き、露地野菜を基幹に稲作との複合経営が中心で、一部酪農や施設園芸の専業農家も見られる。水田は経営転換により、今後も施設園芸及び野菜、飼育作物への畑転換を進めるとともに、必要に応じて農道や用排水路等の再整備をして、効率的な農作業と土地利用の高度化を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部地区（城島地区、豊田地区）

(1) 現況

本地域は、相模川水系に属し農用地の約7割が水田として利用されている。中核的農家の農業経営は稲作に、軟弱野菜、施設花き、施設野菜、酪農、養豚のいずれかを組み合わせた複合経営を行っている。今後も、水田の排水対策など転作条件を整備し集団転作の推進、裏作利用など水田の高度利用を図るとともに、稲作機械の共同利用による集団栽培、受委託耕作などを推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 北部地区（岡崎地区、金田地区、金目地区、旭地区）

(1) 現況

本地域は、金目川水系に属し農用地の約7割強が水田であり、市内有数の穀倉地帯となっている。そのため稲作を基幹に、施設野菜、露地野菜、酪農、養豚、果樹、施設花きによる複合経営が多い。稲作は機械の共同利用等による集団栽培、受委託耕作を今後も推進する。また、水田の排水対策など転作条件の整備を進めるとともに、集

団転作に取り組み田畑輪換及び水田裏作利用を推進して水田の高度利用を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 西部地区（吉沢地区、土屋地区）

(1) 現況

本地域は、丘陵台地の多い地区で大部分が畑作地帯である。酪農専業並びに露地野菜、施設野菜及び果樹と稲作との複合経営が主要な経営類型である。丘陵地区には、傾斜地、不整形地の農地も見られ、また農道も狭い。

今後は、必要に応じて農道をはじめとする総合的な土地改良を行い、大型機械の導入を可能とする条件を整え、生産性の向上を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	豊田地区（北豊田）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	城島地区（城所）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	金田地区（飯島、入野、入部、寺田縄、長持）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	旭地区（根坂間）	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

推進計画区域図

